

### Ⅲ. 妊娠中毒症の安全管理に関する研究

#### 分担研究報告書

大阪市立大学医学部産婦人科

須 川 信

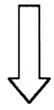
本邦における妊婦死亡は、最近20年間において約1/6に減少し、昭和57年の統計によれば妊婦死亡率は1.8（出生10,000対）と低下している（厚生省、母子衛生の主な統計、昭和58）。しかしながら、尚国際的にみてイギリス、オランダ、オーストラリア、スウェーデン、スイスなどの諸国の約2倍の頻度であり、妊婦管理のあり方として尚一層の努力が必要と感じられる。そしてその死因の約1/3が妊娠中毒症によるものと判断されている。

一方周産期における児死亡率は、昭和57年の調査において10.1（出生1,000対）と報告され（厚生省、母子衛生の主な統計、昭和58）、国際的にも優れた成績として評価される。しかしながらその死因を日本産科婦人科学会周産期登録委員会報告を資料として検討してみると、子癇を含め妊娠中毒症（常位胎盤早期剥離を除く）によるものが18.03%と、奇形（22.09%）に次いで多く、自然死産（率=27.7対1,000出産）の原因も含め、妊娠中毒症管理の適正化が今日の周産期の母児管理上重要な問題となっていることに気づく。

妊娠中毒症の原因は、過去においては胎盤を中心として産生される謂ゆる“毒素”による自家中毒症と考えられてきたが、その物質の同定はされておらず、また妊娠中毒症として包括されている各種症状との因果関係も明らかでない。最近においても本疾患の原因について多くの学説が出されているが、未だ一定した見解を得るには到っていない。そして最近では、妊娠中毒症を「妊娠にともなう母体の適応機構の破綻を表現する症候群」とであると概念的に説明されるようになっている。

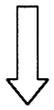
しかしながら、国際的にみて妊娠中毒症の分類・定義あるいは重症度の判定に共通した理解が得られてはおらず、従って妊娠に関連した種々の疾患病態を、妊娠中毒症として含めて取り扱う傾向も認められる。

本邦では、諸外国の本症に対する見解を参考としつつ、独自の分類・定義を検討し、近い将来、日本産科婦人科学会より統一した見解が出されることになっているが、本研究班はその定義を十分に踏まえて、以下の5項目にわたり調査・検討を行い、妊娠中毒症の母児安全管理の在り方を纏めるべく努力する。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



妊娠中毒症の安全管理に関する研究

分担研究報告書

大阪市立大学医学部産婦人科

須川 信

本邦における妊婦死亡は、最近 20 年間に於いて約 1/6 に減少し、昭和 57 年の統計によれば妊婦死亡率は 1.8 (出生 10,000 対) と低下している (厚生省、母子衛生の主たる統計、昭和 58)。しかしながら、尚国際的に於いてイギリス、オランダ、オーストラリア、スウェーデン、スイスなどの諸国の約 2 倍の頻度であり、妊婦管理のあり方として尚一層の努力が必要と感ぜられる。そしてその死因の約 1/3 が妊娠中毒症によるものと判断されている。

一方周産期における児死亡率は、昭和 57 年の調査に於いて 10.1 (出生 1,000 対) と報告され (厚生省、母子衛生の主たる統計、昭和 58)、国際的にも優れた成績として評価される。しかしながらその死因を日本産科婦人科学会周産期登録委員会報告を資料として検討してみると、子癇を含め妊娠中毒症 (常位胎盤早期剥離を除く) によるものが 18.03% と、奇形 (22.09%) に次いで多く、自然死産 (率=27.7 対 1,000 出産) の原因も含め、妊娠中毒管理の適正化が今日の周産期の母児管理上重要な問題となっていることに気づく。

妊娠中毒症の原因は、過去に於いては胎盤を中心として産生される謂ゆる“毒素”による自家中毒症と考えられてきたが、その物質の同定はされておらず、また妊娠中毒症として包括されている各種症状との因果関係も明らかでない。最近に於いても本疾患の原因について多くの学説が出されているが、未だ一定した見解を得るには到っていない。そして最近では、妊娠中毒症を「妊娠にともなう母体の適応機構の破綻を表現する症候群」とであると概念的に説明されるようになってきている。

しかしながら、国際的に於いて妊娠中毒症の分類・定義あるいは重症度の判定に共通した理解が得られてはおらず、従って妊娠に関連した種々の疾患病態を、妊娠中毒症として含めて取り扱う傾向も認められる。

本邦では、諸外国の本症に対する見解を参考としつつ、独自の分類・定義を検討し、近い将来、日本産科婦人科学会より統一した見解が出されることになっているが、本研究班はその

定義を十分に踏まえて、以下の5項目にわたり調査・検討を行い・妊娠中毒症の母児安全管理の在り方を纏める可く努力する。